

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 国民民主党の白石洋一です。どうぞよろしく願います。

まず、第八次地方分権一括法案について質問させていただきます。

ここには十五法律があるんですけども、中でもマイナンバーについて特にお伺いしたいと思います。

お手元にお配りしている資料の中で、⑦と⑧があります。マイナンバー制度による情報連携の項目を追加する、これが⑦ですね。一から五まであって、いろいろな事務を円滑化することができる、利便性を向上することができる。その中で、特に地方税法上の規定があるものについては⑧のところで対応している。これが⑦と⑧の仕組みで、中身については、予防接種とか、児童慢性特定疾病であるとか、特定医療費、身体障害者、知的障害者に係る事務でありますね。

これを見て質問なんですけれども、このように

今は地方自治体がこんなところを改善してほしいということを持ち込んできて、それをパッチワークのように改善しているという形でマイナンバー制度の利用を広めているところでありまして、しかし、同じような連携をしたらメリットがあるんじゃないかというところを内閣府、政府の側で網羅的に、つまり、出たとこ勝負ではなくて、網羅的に見直して、それによって想定されるメリットそしてデメリットも踏まえた上でこれを書き上げて、リストアップして、そして地方自治体の意見を受けた上でマイナンバーの利用を広げていくという形にしたなら、更にマイナンバーの利用が広まって利便性は向上する。

もちろん、センシティブなところ、個人情報に係る敏感なところはありますから、それらについては配慮しつつ、あるいは地方自治体の意見も踏まえながらもマイナンバーを広めていくというふうにしたらいんじゃないかというふうに思いますが、政府の見解を伺います。

○向井政府参考人 お答えいたします。

マイナンバー制度におきます情報連携は、マイナンバーで特定した同一人の情報を専用のネットワークシステムを用いまして異なる行政機関の間でやりとりする仕組みでございます。これによりまして、対象となる行政手続におきまして、住民票の写し、課税証明書の書類等が不要となるというものでございます。

この情報連携の対象となる事務あるいは情報につきましては、マイナンバー法の検討過程におきまして、マイナンバーの基本的な利用範囲であり

ます税、社会保障、災害の分野におきまして、アンケート等におきまして地方公共団体の御意見も伺いつつ、具体の行政手続の制度を所管する関係府省とも検討し、定めてきておりまして、基本的にはこれらの対象範囲についておおむね網羅できているものと考えてございます。

一方で、実際に情報連携の運用を始める中で、実務を担う地方公共団体等から、制度制定時には十分把握ができなかった連携項目あるいはさらなる利便性の向上への御意見もあるところ、これらを踏まえまして、これらの関係省庁と相談しながら、必要な制度の改善等を行ってきております。今回の法案もその一環でございます。

さらに、マイナンバー法におきましては、その附則におきまして、この法律の施行後三年を目途として、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとするという見直し規定もござります。現在、関係府省とともに検討を進めているところでございます。

マイナンバー制度は多数の制度に共通して活用される基盤でございますので、御指摘のように、異なる行政手続において、いわば横串の観点を入れて検討することも非常に重要な視点であると考えてございます。今後の見直しにおきましても、これらの視点を十分認識し、地方公共団体の御意見を伺いながら、関係府省とともに必要な検討をしていきたいと考えております。

○白石委員 見直しのサイクルはあるということですから、ぜひ見直しの際にはこういったパッチワークで出てきたそういったものを類推的に、網

羅的に見直していただきたいなと思います。

地方創生ということで、次の質問に移ります。

ちよつと法案とは離れるかもしれませんが、雑紙のリサイクルについてなんです。

地方でそれぞれ地場産業というのがあり、紙パルプ、そして紙加工の産業が集積しているという四国中央市というところがありまして、そこで受けたお話をとお話しさせていただきます。

お手元の二枚目のところで、三十九、古紙の流通機構とリサイクルというのがありますけれども、ここで、紙、板紙生産、これの総量というのは二千六百五十一・五万トンというところがありますけれども、その原料となっているのは主に二つでありまして、一つはパルプ、チップからパルプをつくるんですね、これが九百六十・二万トン。その下に古紙とあります。古紙が一千七百十一・八万トンということになっています。つまり、ほぼ一対二の割合なんです。

これは余り知られていないことだと思っておりますけれども、紙というのは、七割近くが古紙でできているんですね、三割強ぐらいが新しい木を刻んだもの、これを溶かしてつくっているということなんです。ですから、紙、板紙にとって古紙というのは非常に大事な原料で、この価格、この入手ができるかどうかにかかっているというのが紙パルプ産業なんです。

それで、古紙は大事だということで、この下のところにあります四十のところですけども、回収率を上げて上げて、特に新聞古紙というのはか

なり回収率は上がっている。加えて、茶色の段ボール、これも相当なところまで来ているんですけども、それ以外のところ、印刷用紙系古紙、雑誌、OA古紙であるとか、その他のもの、これは四五・四%なり四九%なりでまだまだ低いんです。これを国としても音頭をとって上げられないかなというのが私の質問のポイントなんです。

皆さんがお住まいのところとか、あるいは議員宿舎でも、ああ、こんなものがリサイクルに出される、分別して出さないといいないんだというふうに思ったことはあると思います。自分のところではこれは分別しないでいいものが、ほかのところに行ったら分別しないといけない。つまり、地方自治体によって、古紙リサイクルに熱心なところと、そこまではないところがあるわけですね。それは、もちろん費用との兼ね合いとか、あるいは自分のところの焼却炉との兼ね合い等もあると思うんですけども、やはり資源リサイクル、これを進めたいかといけない。紙だけじゃありません、プラスチックもそうです。鉄やアルミ、そういったものも資源リサイクルをして、循環型の社会に移行していくことが大事だと思うんです。四十一のところにあります。日本はまあまあ進んでいるかもしれません。

しかし、次のページのところでですけども、容器包装リサイクル法による全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移というふうにありますけれども、進んでいるのは、やはりアルミとかスチールとかペットボトルはわかりやすいし、売ったお金になりやすい、あるいは分別がきれい

にされていて処理しやすいというものは割合は高くなっているんですね。平成九年から急激に上がっています。

しかし、紙製容器包装、例えば菓子折りだとかあるいは紙のバッグであるとか、こういった紙製の包装容器等はまだまだであります。こういったものを、飲料用紙製容器であるとか、これは牛乳のパックですね、そして段ボール製容器と同じぐらいに近づけていくことができないかということ、これをぜひ、自治体の方でやっていたりやっていたりすることがあると思います、それを国としても、回収を高めるために、これら、この紙製容器というのは雑紙といいます、雑紙もほかのものと同じように義務化することはできませんでしょうか。この点、政府の御所見をお願いします。

○近藤政府参考人 申し上げます。

雑紙の分別回収につきまして、資源回収の一環として取り組まれております自治体がありますこと、環境省としても承知をいたしております。

例えば、京都市におきましては、平成二十七年十月から雑紙の分別義務化を開始されております。同市の調査によりますと、二十五年の紙ごみ量と二十八年度の紙ごみ量を比較いたしますと、約三万トン、紙ごみ量として約二一%の削減の効果があつたと承知をいたしております。

委員御承知のように、一般廃棄物の処理自体は自治事務でございますので、市町村における分別区分の設定自体は、当該市町村のごみ処理体制の状況、それから、今御指摘のございましたように

費用や焼却炉の状況等に応じまして、市町村が設定しているものでございますけれども、リサイクルを進めます環境省といたしましても、市町村における雑紙を含め各種の資源の分別回収が進みますよう、その内容や効果等について、今後とも関心を持ってしっかりと注視してまいりたいと考えているところでございます。

○白石委員 ごみの回収は自治事務であって、国としてはソフトな誘導をする立場でありますという答弁だったと思うんですけれども、雑紙を回収してくれたら相当ちゃんと思えますよということ、先ほど私が示したような紙パルプの材料の構成等をパンフ等にして、自治体の首長であるとかあるいは自治体の環境関係の方々にも説明していくということが大事ではないかなというふうに思うんです。

と申しますのは、私が先ほど申し上げた紙の町四国中央市の、同じ選挙区ですけれども、その隣だったりちよつと離れていくと非常に大ざっぱな資源回収のやり方だったりするわけです。一つのところでは非常に意識が高くて、それは、経費だけではない、資源、環境が大事だという思いでやっていると思います。ですから、その意識を持ってもらう。知らなかったよという首長とか自治体関係者もいらっしゃるかもしれません。

そういったところを意識を持ってもらうために、環境省として、パンフ等をつくってそれを説明する、あるいは説明の材料を提供するということをしていただきたいなと思うんですけれども、そこについての御所見はいかがでしようか。

○近藤政府参考人 申し上げます。

平成二十八年度に市町村や住民団体等が回収した資源化したしましたごみ約八百八十万トンのうち、紙類、紙パック、紙製品容器包装は約三百九十万トンと約四四％を占めており、紙類の資源化は重要な課題であると認識をしております。

このうち、紙製容器包装等につきましては、自治体において分別収集が促進されますよう、容器包装リサイクル法の基本方針におきまして、市町村は適切な分別収集の一層の推進に努める必要があるとしておりまして、また、自治体向けの説明会を開催し、容器包装リサイクル法に関する必要な情報提供や分別推進の依頼をいたしたりしているところでございます。

また、産業界におかれましても、自主的なリサイクルの取組として、回収率の目標設定や、分別容易化などの環境配慮設計の考え方を示すほか、市民や自治体と連携した周知啓発を行われていると承知をしております。

環境省におきましては、今委員御指摘のありましたように、関係自治体や事業者とよくコミュニケーションしながら、引き続き、普及啓発を含め循環型社会の形成に向けまして、雑紙を含めた紙類のリサイクルの取組の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○白石委員 一番最後のところで、環境省としましては取組に努めていきたいと思えますということなんですけれども、それを具体的に、もちろんリサイクルについて啓発活動をやっているらっしゃると思えます。その中で、ぜひ、紙というものの

大切さ、古紙というのは、また生き返って、自分が使っている七割が古紙なんだということを知っていただいて、そこもまた強調して、知らなかったよという人にはわかっていたらどうかということをしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。  
地方で所在者不明土地というのがたくさん出てきております。それは、住宅地、山林、そして農地ですね。住宅地、山林について、それぞれ対策も打たれていると思うんですけれども、きょうはちよつと農地について質問したいと思えます。

私のところではいったら、農地といっても大体大ざっぱに二種類あると思うんですね。一つは田んぼ、畑の農地。それともう一つは、果樹園、山の傾斜地のようなところの農地。それぞれ所在者不明土地が出てきて困っている。

これは耕作放棄地というところから出てくるんですけれども、耕作放棄地のもとをたどったら、それは所有者がわからない。実際、圃場整備をしようとする、つまり、田んぼ、畑の土地区画整理をしてもやはり所在者不明土地が出てきて、そういうところでは手をつけられないから隅の方に置いておいて、合意できるところからやっていくしかないというところが出ています。

さらには、果樹園のところでは、自分の隣が耕作放棄をしていて、特に果樹園のところというのは結構大ざっぱなところもあって、耕作をしなくなったら途端に誰のものやらよくわからない、境界もわからない、もう山に戻ってしまったというのが現状であります。

そんな中で、政府は、この四枚目の配付資料ですけれども、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律というのを、この前、先日通されたばかりというふうに聞いております。

これについて、詳細はこの中のおりなんですけれども、要するに、使っている人で共有者がわからない場合については、市町村に頼んで、そして、農業委員会が探索、探してみても見つからなかったら、不明者のみなし同意として、それを公告して利用権を設定するというものであります。

これは主に共有者の動きとして見られておりますけれども、これは、新規に農業を始めよう、田んぼ、畑あるいは果樹園をやってみようという人にとつて、このスキームを利用する場合の流れはどのようなものになるでしょうか。

○山北政府参考人 お答えをいたします。今、新規就農に当たってこの利用をということでございます。

新規就農する場合には、一般的には、農業大学校ですとかあるいは農家で研修を経て基礎的な技術を身につけていただく、そうした上で、農業に必要であります農地ですとか、あるいは機械、あるいは資金の調達をしていただく、そういうことだろうというふうに思います。そのためには、まずは市町村段階で農業委員ですとかあるいは普及指導員、あるいは、JAの営農指導担当者あるいは融資担当者、あるいは政策金融公庫、そういったところから新規就農をサポートするような仕組みというのを設けていますので、まずはそこに御相談をいただくというのが現実的かなというふう

に思っています。

その際、今御指摘の農地でございますけれども、身近なところでは、市町村の農業委員会のあつせんを得る、そういったようなこともあるうと思えますし、まさしく委員御指摘いただきましたように、今回のスキームで、所有者不明農地を借り受ける、そういった農地中間管理機構が借り受けるということになっておりますので、この機構は借受け希望者を公募という形で募集しているということでございますので、そういったところに応募していただく、そういった形で農地を確保していただくということになるうふうに思っております。

○白石委員 一般の方にとつては、JAは比較的に見えてわかるんですけども、このスキームにはJAというのはないわけですね。農業委員会が動くということになっていきますけれども、農業委員会というのは、一般の方にとっては非常に、ちよつとよくわからない。実際たどってみたら、ああ、市役所の中の課にあるんだということがわかったり、あるいは別の建物であったりする自治体もあるみたいですが、ほとんどは市役所だということだと思います。

所有者不明農地というのはどんどん出てきているわけですから、このスキームを広く周知して、そして使ってもらい、あるいは使い勝手が悪いところについてはそれを改善していくということが必要だと思っておりますけれども、その周知の仕組みについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○山北政府参考人 お答えをいたします。

先日成立いたしました農業経営基盤強化促進法等の一部改正法につきましては、農地の有効利用をしていこう、あるいは、集積、集約を進める上で、相続未登記農地の所有者のみならず、例えば、今御指摘ございましたように、隣地の所有者ですとか、あるいは新規就農者など、広く周知していくことが重要だというふうに考えているところでございます。

現在、実際に農地を、言ってみれば貸し手と借り手というのをマッチングする、そういう仕組みにつきましましては、農地中間管理機構を中心に、市町村ですとか、あるいは農協にその業務を委託するといったような形で進めているところでございます。新制度の周知につきましても、こういった機関と連携して進めてまいりたいというふうに思っています。

また、今いろいろ御指摘ございましたように、例えば、愛媛県におきましても、樹園地、御指摘のとおり、なかなか、まだ所有者不明までは行っていないけれども、離農して不在村地主になっているというふうな樹園地、たくさん出てきているというふうに聞いております。

そういう中で、愛媛中央農協においては、例えば、入りたいという人たちを何とかそこに入れてあげようというようなことで、機構と連携の協定を結びまして、そういった新規就農者のための手助けをする。あるいは、農協がみずから機構から農地を借りて、そこで一定期間研修をさせて、そこで独立させていこう、そういった動きも出てお

りますので、そういった優良事例につきましても、私どもの方で取りまとめまして、全国に周知していく。そういったようなことを含めて、周知の徹底に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○白石委員 審議官は先ほど、農地中間管理機構の役割について、例えば、こんな畑、こんな果樹園がありますよということで募集をかけていくということをおっしゃっていて、それをいろいろな手段で、農協とかいろいろなところに委託してやっていくんだと思うんですけども、ちよつとこれは質問通告になかったんですけども、その表現であれば、農地中間管理機構が一旦借り先も見つけないまま借り受ける、先に借り受けてそれから借り先を見つける、こういったこともあるんじゃないか。

あるいは、借り先がちゃんと見つかったから一方のところから借りる、あるいは、借りるためのこういったフローに基づいて二十年なり借り受けるということなんでしょうか。

○山北政府参考人 お答えをいたします。

中間管理機構の役割としては、言ってみれば、貸したいという人たちの出てくるものを借り受けて貸していく、そのときにできるだけまとまった形で貸していくというのが一番の本来の仕組みでございますけれども、現在、公募というふうに先ほど申し上げました、その中では、やはり借りたという希望の方が現在では上回っている状況ということでございます。そういう意味では、それを待っているというだけではなくて、そういった借

り手のニーズに応じて、できるだけ農地を探すといったような役割というのも期待しているところでございます。

それが現在順調にいつているかというところ、まだ不十分な点はあるかと思えますけれども、そういった機能を有しているということでございます。

○白石委員 ありがとうございます。

借り手希望者の方が上回っているということなんですけれども、最後の質問になると思うんですけども、どうやってもこれは貸し借りなんですよ。所有者というのはちよつとさておきということで、使える人がいるんだつたら使ってもらうということなんですけれども、所有者不明農地の所有権も踏み込んでいくときがそろそろ来ているんじゃないかな。

戦後、兄弟皆平等に分割相続するというところで、それから相続が二回転、三回転してきたら、所有者が非常に枝分かれしていきます。そうすると、こういった所有者探索というのも非常に困難になってくると思うんですね。ですから、所有権放棄とか、それをもつて移転させるとか、それをまとめ上げていくとか、こういった仕組みが必要なんじゃないかなというふうに、もう現場のところでは思い始めております。すっきりしないんですけど、貸借というのは。

それで、先ほど、農地中間管理機構は一応先に農地を確保してから探しに行くことがあるのであれば、農地中間管理機構が先にそれを所有して在庫にして、そしてそれを売るとか、あるいは、地方公共団体が一旦所有する、使わなくなった土

地を公に返すというようなスキームが必要になってきていると思うんですけども、これについての検討政策についてお願いします。

○山北政府参考人 お答えをいたします。

農地につきましては、農地法で農地をちゃんと利用するという責務がかかっているということでございますので、そういう意味では、所有者がその責務を果たせないような場合には、まずは貸していただいてその有効利用を確保していこう、そういうような観点から今回のスキームを提案させていただきました。

御指摘のとおり、所有権の問題というのも顕在化してきているということは確かにそのとおりだろうというふうに思っております。これは農地の問題だけではなくて、人口減少ですとかあるいは超高齢化社会が進展しております、相続多発時代を迎えようとしているということで、まさしく御指摘のとおり、所有者不明土地全体の問題だろうというふうに考えているところでございます。

このため、中期的な課題として政府全体で取り組んでいるところでございまして、本年六月一日に閣僚会議で決定いたしました所有者不明土地対策の推進に関する基本方針におきましては、本年度中に具体的方向性を示した上で、二〇二〇年までに必要な制度改正を実現するというふうにされているところでございます。

現在、法務省に立ち上げられました登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会におきまして具体的な検討が進められているところでございますが、農林水産省も本研究会に参加をいたしま

して、積極的に協力しているところでございます。

○白石委員 ぜひ事業官庁として進めていただきたいな。ちよっとペースが遅いんじゃないかなという気がしますが、この点について、ちよつと質問通告はしていないんですけれども、梶山大臣、やはり地方創生にとって、こういう所有者不明土地、住宅も農地も山林もたくさん出てきて、それをどう生かしていくかというのが課題になっています。使わなくなった土地は公に返すということについて、もし感想等ありましたら、お願いします。

○梶山国務大臣 人口減少が著しい地方においては、特に所有者不明の土地、農地また山林、そして空き家が発生をしているのは事実であります。そこで、移住希望者に対して、また就農希望者に対して、市町村の役所の窓口がワンストップでそういうものの受付をしているのも現実としてあるわけです。

そういったものをしっかり交付金で応援してまいりたいと思いますし、時間をかけた形でその問題の解決にも私どももお手伝いができればと思っております。

○白石委員 しっかりお進めください。

どうもありがとうございます。終わります。